

# 保育所等における保育士配置の特例

(平成28年厚生労働省令第22号 平成28年4月1日)

## 特例措置前

- 保育所等※の保育士は最低2人配置することとされている。
- ※保育所並びに小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所  
(規制の根拠)  
児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年12月29日 厚生労働省令第63号) (抄)  
(職員)
- 第三十三条 保育所には、保育士(略)を置かなければならない。
- 2 保育士の数は、乳児おおむね三人につき一人以上、満一歳以上満三歳に満たない幼児おおむね六人につき一人以上、満三歳以上満四歳に満たない幼児おおむね二十人につき一人以上、満四歳以上の幼児おおむね三十人につき一人以上とする。ただし、保育所一につき二人を下ることはできない。
- 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年4月30日 厚生労働省令第61号) (抄)  
(職員)
- 第二十九条 小規模保育事業所A型には、保育士(略)を置かなければならない。
- 2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に一を加えた数以上とする。
- 一～四(略)
- 3 (略)
- (職員)
- 第四十四条 保育所型事業所内保育事業には、保育士(略)を置かなければならない。
- 2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、保育所型事業所内保育事業所一につき二人を下回ることはできない。
- 一～四(略)
- 3 (略)

## ニーズ

○児童の数が少数となる時間帯に限定して、保育士を弾力的に配置できるようにしたい。

## 特例措置

○朝夕など児童が少数となる時間帯においては、保育士2名のうち1名は子育て支援員研修を修了した者等※に代替可能とする。

※都道府県知事が保育士と同等の知識及び経験を有すると認めた者(子育て支援員研修を修了した者のほか、保育所で保育業務に従事した期間が十分にある者や家庭的保育者など)

## 効果

○児童が少数である時間帯について保育士要件の弾力化を行うことにより、園児の多い日中のコアタイムに保育士有資格者を集中的に配置することが可能となり、保育所全体でみて保育の質の向上につながる。